

令和4年度 赤い羽根 ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン 「困り事を他人事にしない活動」応援助成 実施要項

令和4年3月制定 社会福祉法人 群馬県共同募金会

1 助成概要

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「感染症」という。)の流行等の影響で、感染症罹患に関連する不安のみならず、社会構造の変化の狭間で困りごとを抱えたまま孤立するリスクも大きな社会不安となっています。この状況が長期化するなか、“困りつづける人”と“支援しつづける人”が固定化し、社会活動が回復しつつあるその陰で問題が切り離され、“他人事化”してしまわないかと懸念されます。

いわゆるポスト・コロナ、ウィズ・コロナなど、今後の社会のあり方について各分野で模索が始まっていますが、地域福祉分野においては、困りつづける人を置き去りにしないことが、次の段階に進むための必須条件であると考えます。

困り事の解決を特定の支援者に委ねるにとどまらず、地域の福祉活動のなかで困り事に気づく取り組みや、一般市民への呼びかけなど、「困り事を他人事にしない活動」に対して助成を行います。

2 助成プログラム詳細

(1) 助成対象事業

上記「1 助成概要」の趣旨を踏まえた事業で次の①～③に示すものを助成対象とします。

①直接支援事業

- ・給付系支援(食料支援、住居支援など)
- ・相談系支援(SNS等を活用した相談受付、アウトリーチ等伴走支援など)
- ・居場所系支援(常設の居場所、定期開催の交流、オンライン交流など)

②中間支援事業

- ・支援者ネットワーク構築、事例研究
- ・支援者育成、活動団体育成

③一般市民等啓発事業

- ・困り事を抱え続けて孤立している人とつながるための周知活動
- ・社会課題を広く知らせるための啓発活動

(2) 助成対象として想定される事業のキーワード(例示)

生活困窮、居場所、学習支援、ひとり親支援、女性の貧困、DV・虐待、フードパントリー、ヤングケアラー、ダブルケア、フレイル、ひきこもり、青少年の社会参加、地域活動再開、差別・分断、多様性、持続可能性

(3) 助成対象経費

助成対象事業の経費として特定できるものであれば計上できます。特に長期的視座で取り組む事業については、緊急的にかかる人材養成経費及び人件費等も計上できます。

(4) 助成対象期間

原則として令和4年4月から令和5年3月までの事業とします。

(5) 申請者

非営利活動を目的として設立された法人及び団体で、群馬県内で活動するものとします。

Web上で運営状況(決算書等)や活動状況(事業報告書等)を公開している法人・団体を優先します。

(6) 助成上限額及び助成条件等

申請1件あたりの助成上限額	助成条件等
30万円	・助成期間終了後もしばらくの間組織及び活動を維持すること。 ・県民に対して助成事業の情報を積極的に発信し、説明責任を果たすこと。
100万円	(上記に加えて) ・「(1)助成対象事業」の①～③を複合的に実施する事業を助成対象とする。 ・助成事業で使用する備品等を購入してもよいが、単に備品等を整備することのみを目的とした事業は助成対象外とする。 ・申請時に、事業の必要性や成果目標等に重点を置いて審査する。 ・9月の中間報告(A4判用紙1枚程度と写真等)を必須とする。

(7) 申請及び助成決定

- ①申請方法： 別途定める「申請書」及び添付書類を E-mail にて送信して下さい。
- ②受付〆切： 令和4年5月31日(火)E-mail 受信分までとします。
- ③助成決定： 令和4年6月末日までに決定します。

※申請状況及び助成財源状況によっては、6月以降に追加募集を行います。

(8) 助成決定後の流れ

- ①交付： 助成決定後、別途定める「交付請求書」の提出を随時受け付け、2週間程度で振り込みます。
- ②中間報告： 上限100万円の助成については、9月ごろに中間報告書をご提出いただきます。
- ③精算： 事業完了後1カ月以内に、別途定める「完了報告書」をご提出下さい。
助成金に残金がある場合は、完了報告書提出時に返還して下さい。
なお、助成対象事業以外への資金流用があった場合は返還を求めますのでご承知おき下さい。
- ④情報発信： 申請者のホームページ・SNS アカウント等で事業の進捗を随時発信して下さい。
その情報を群馬県共同募金会がシェア等で発信することで、県民への周知を図ります。

(9) 留意事項

- ①申請多数の場合は、「1 助成概要」の趣旨をより明確に汲み、「困り事を他人事にしない」ための工夫が具体的になされている事業を優先して助成します。
- ②令和3年度共同募金(令和4年度事業)の広域助成等の事業と重複して申請する場合は、対象経費を明確に区分して経理処理することが条件です。なお、助成決定にかかる優先順位は下がります。
- ③提出できる申請書は1申請者につき1件を原則としますが、解決したい課題等が明かに異なる事業を別々に計画する場合は複数提出できます。
- ④助成決定後の事業実施において、予定していた事業形態を継続する必要はなく、取り組む課題や目的が一貫して変わらなければ、手法としての事業形態は状況に応じて変化させて構いません。

7 助成の弾力運用及び委任規定

当助成については、当キャンペーンの目的(「1 助成概要」等)に照らしながら、必要に応じて弾力的に行い、感染症流行の影響下における福祉分野の課題解決に向けてより効果的に取り組みを進めます。
なお、この要項に定めるもののほか、当助成に関して必要な事項は会長が定めます。

8 申請書等提出・お問い合わせ先

(福)群馬県共同募金会 [TEL 027-255-6596、E-mail: info2@akaihane-gunma.or.jp]